

令和2年12月21日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第22日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第77号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第89号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- (3) 議案第97号 上天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて
- (4) 陳情第 3号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 議案第90号 指定管理者の指定について
- (2) 議案第91号 指定管理者の指定について
- (3) 議案第92号 指定管理者の指定について
- (4) 議案第93号 指定管理者の指定について

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第94号 指定管理者の指定について
- (2) 議案第95号 指定管理者の指定について
- (3) 議案第96号 指定管理者の指定について

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第78号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第11号）
- (2) 議案第79号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- (3) 議案第80号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）
- (4) 議案第81号 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (5) 議案第82号 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
- (6) 議案第83号 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）
- (7) 議案第84号 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (8) 議案第85号 令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）
- (9) 議案第86号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第4号）
- (10) 議案第87号 令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

(11) 議案第88号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第3号)

日程第 5 諮問第 8号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議員派遣の件について

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 園田 一博

1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司
10 番 田中 万里	11 番 北垣 潮	12 番 島田 光久
13 番 津留 和子	14 番 桑原 千知	15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長 堀江 隆臣	副市長 村田 一安
教育長 高倉 利孝	総務部長 宇藤 竜一
企画政策部長 花房 博	市民生活部長 水野 博之
建設部長 小西 裕彰	経済振興部長 井手口隆光
健康福祉部長 坂田 結二	教育部長 山下 正
上天草総合病院事務部長 森 千壽	水道局長 山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 局長 海崎 竜也	局長 補佐 山川 康興
主幹 倉橋 大樹	

開議 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。ここで、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

令和３年の成人式の中止について御報告をさせていただきます。

令和３年の成人式につきましては、１月３日開催に向けまして、会場の変更、あるいは、来賓者の人数制限など可能な限り新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、開催に向けて準備を進めてきたところでございます。しかし、ここに来まして、全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大、感染が拡大をし、主要都市では感染者の数も飛躍的に伸びている状況にございます。また、熊本県も、今、リスクレベル５の段階にありまして、熊本県知事からも、感染拡大防止に向けて、県民の皆様へのお願いとして、年末年始の移動や帰省の自粛などの要請と、感染防止対策の集中的な実践要請期間の令和３年１月１１日までの延長について通知があったところでございます。

また、１２月１８日、１７日付けではありましたが、熊本県の対策本部長名で、成人式開催に向けての指針が届いておりました。このような状況を鑑みて、成人式にあわせ、他県から規制してくる新成人もいることから、１８日に、急遽、成人式実行委員の皆様にお集まりをいただきまして、成人式の開催の有無について、御意見を伺ったところでございます。委員の皆様からは、開催はしてほしいが、全国的な感染状況を見ると、中止はやむを得ないと思うなどの意見があり、新成人の皆さんや市民の安全を第一に考えまして、成人式の開催を中止するという苦渋の決断をしたところでございます。

関係者の皆様には、成人式の中止に伴い、大変御迷惑をおかけすることになりますが、何とぞ御理解をいただくようお願いをしたいというふうに思います。

以上、報告させていただきます。

○議長（園田 一博君） 本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告を申し上げます。

審査事項は、諮問第８号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての追加議案の取扱いについてです。諮問第８号は、慎重に審査しました結果、本日の日程に追加し、委員会付託を省略し、質疑討論を経て採決することに決定いたしました。

以上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） それでは、お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第 1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第 77 号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 3 件を議題といたします。総務常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、12月9日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第 77 号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、保険税の減免の要件を緩和する今回の改正により、来年度の国民健康保険特別会計において、財源不足が生じる心配はないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、税収が減るということは考えられるが、歳出額との兼ね合いもあるので、主管課である健康づくり推進課と調整を図りたいと答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 89 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、委員から、今回の計画には、9 月定例会で予算計上された公衆トイレの整備を含めた峰公園全体の整備について掲載されているが、今議会上程となった理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、湯島地域の要望を受け、辺地総合整備計画の計画計上に関する県との検討及び協議を経て、計画計上に向けた一定の方向性が確認出来たため、今回の上程となったと答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 97 号、上天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取消しについてでございますが、委員から、市民への周知はどのように行うのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、既に市内の郵便局長会へは説明を行っており、今後、市民に対しても広報紙などで周知する予定であると答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第 3 号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情でございますが、委員から、受動喫煙を防止する観点からも、公共の喫煙所を整備すること。また、民間事業所に対しても、たばこ税を財源として補助するのが妥当であると考えたと意見がありました。

このような審査を経まして、委員会では、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定したことも、あわせて御報告いたします。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

これから、総務常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第 77 号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 77 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第 89 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 89 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第 97 号、上天草市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 97 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 97 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 次に、陳情第 3 号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択です。この採決は、起立によって行います。陳情第 3 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は採択とすることに決定いたしました。

日程第 2 経済建設常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第90号、指定管理者の指定について、ほか3件を議題といたします。

経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） おはようございます。

経済建設常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、12月10日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第90号及び議案第91号、指定管理者の指定についてでございますが、委員から、応募状況について質疑があり、執行部から、応募は各施設ともに1社のみの応募であったと答弁がありました。また、委員から、1社応募の場合、審査評価点の下限は設けてあるのか。審査では、どのような点が評価されたのかと質疑があり、執行部から、評価点の下限は、両施設ともに審査員1人当たり100点満点で、下限は60点である。選定項目として、事業計画の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。また、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかなどがあり、一定の評価点を得ていると答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第90号及び議案第91号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号、指定管理者の指定についてでございますが、委員から、応募状況について質疑があり、執行部から、2社から応募があったと答弁がありました。また、委員から、審査の結果、どのような点が評価され、候補者に選定されたのかと質疑があり、執行部から、審査の結果、1社が421.25点。候補者が434.1点であり、各項目で評価の差異はあったものの、総合的に候補者の評価が高かった結果であると答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第92号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号、指定管理者の指定についてでございますが、委員から、応募状況について質疑があり、執行部から、1社のみの応募であったと答弁がありました。また、委員から、審査の結果、どのような点が評価され、候補者に選定されたのかと質疑があり、執行部から、評価

がよかった点として、自主事業に力を入れている点が高得点となったと答弁がありました。

最後に、委員から、指定管理者制度全般について、複数応募が望ましいので、既得権益とならないよう、できる限り競合できる環境づくりに取り組んでいただきたい。また、受託者に管理を行わせる場合、任せっきりにならないよう、市としてしっかり指導していただきたいと意見がありました。

このような審査を経まして、議案第93号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。なお、本委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることに決定いたしましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

これから、経済建設常任委員会に付託いたしました案件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第90号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第91号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第92号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 9 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第 9 3 号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 9 3 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 9 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第 3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第 9 4 号、指定管理者の指定について、ほか 2 件を議題といたします。文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、去る 12 月 11 日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第 9 4 号、指定管理者の指定についてでございますが、委員から、市内老人福祉センターの指定管理者であるが、今回の協定内容は、前回の協定内容と変更はあるかと質疑がありました。これに対し、執行部から、協定の内容に変更点はないと答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 9 5 号、指定管理者の指定についてでございますが、委員から、上天草市大矢野総合スポーツ公園の指定管理者であるが、今回の協定内容は、前回の協定内容と変更はあるかと質疑がありました。これに対し、執行部から、今回提出した令和 3 年度からの協定内容については、新型コロナウイルス感染症対策として、人件費を 1 人分増額した契約額に変更していると答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 9 6 号、指定管理者の指定についてでございますが、委員から、上天草市松島総合運動公園の指定管理者であるが、今回の協定内容は、前回の協定内容と変更点はあるかと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和 3 年度からの協定については、議案第 9 5 号と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、人件費を 1 人分増額した契約額に変更していると

答弁がありました。

このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。これから、文教厚生常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第94号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第95号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第95号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第96号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第96号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 日程第４、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第７８号、令和２年度上天草市一般会計補正予算（第１１号）ほか１０件を議題といたします。予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（田中 万里君） 予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第７８号から議案第８８号の１１議案について、去る１２月１５日に予算決算常任委員会を開き、各分科会会長報告を受け、内容について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第７８号、令和２年度上天草市一般会計補正予算（第１１号）についてでございますが、各分科会会長から、次のような審査内容が報告されました。

まず、総務部所管について、委員から、チャットボットシステム構築業務委託料について、対象となる業務は、どのようなものを考えているのかと質疑があり、執行部から、ごみ分別や各種証明書の請求に関する業務の問合せに対応したいと考えていると答弁がありました。また、委員から、高齢の方などには操作が難しい面もあると思うので、しっかりサポートしながら、システムの充実を図ってほしいと意見がありました。

次に、キャッシュレス決済及びコンビニ収納サービス導入事業について、委員から、導入初年度の利用率の目標を５％に設定しているが、他の自治体におけるコンビニ収納の割合はと質疑があり、執行部から、平成２１年度に導入した天草市で約１５％、平成２５年度に導入した宇城市で１０．６％であると答弁がありました。また、委員から、市民への周知や利用率を向上させるための取組は、どのように考えているかと質疑があり、執行部から、市の公式ラインやホームページ、広報誌など、あらゆる方法で周知したい。また、納付書送付時にリーフレットを同封することも検討しているとの答弁がありました。

次に、経済振興部所管について、委員から、事業継続支援助成金農業個人事業について、予算の算定根拠と減額補正となった理由はと質疑があり、執行部から、新型コロナウイルス感染症による影響の実態把握が困難だったため、農林業センサスと税務申告データを突合し、最大個数で算出した。申請条件等も検討し、実施したが、見込み数より申請が少なかったと答弁がありました。また、委員から、事業としては高評価を得ていると思う。一方で、申請が少なかった原因として、申請条件や周知方法等について検証の必要がある。今後、感染が拡大し、同様の事業を実施する際は、検証結果をもとに対策をお願いすると意見がありました。

次に、飲食店等感染症対策衛生管理設備導入補助事業について、委員から、新生活様式導入推進補助事業との違いは、また、同補助事業を延長せずに、新たに事業に取り組む理由はと質疑があり、執行部から、新生活様式導入推進補助事業は、市単独事業で、市内の全事業所を対象としており、本年１０月末日をもって終了した。今回の事業は、県の補助事業を活用して、市内の飲食店及び小売店が実施する感染防止対策に対し補助金を交付するもので、地域全体での感染防止

対策が必要であることから取り組むこととしたと答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策元気回復商品券発行事業について、委員から、申請方法はと質疑があり、執行部から、1人1冊商品券が行き届くよう、市民の皆さんには、はがきを送付し、購入を促していきたいと答弁がありました。また、委員から、現在の市内の事業所の状況等を把握された結果、本事業を実施されるのかと質疑があり、執行部から、本年7月と10月に市内事業所を対象にアンケート調査を行い、前年度の売上げに達している事業所がなかったことから、経済回復の必要性があると判断した。例年、2月は売上げが減少する時期でもあり、対策を講じるものであると答弁がありました。

次に、健康福祉部所管について、委員から、予防接種予診票発行等業務のRPA化事業委託料等について、ウェブサイトを活用し、受診日の調整を行うシステムとのことだが、高齢者やネット環境が整っていない方などへの対策は、どのように考えているのかと質疑があり、執行部から、総務省の情報通信白書によると、2019年の調査では、世帯におけるスマートフォンの保有割合が83.4%。インターネットの利用率が60歳で90.5%と、ネット環境は年々上昇傾向にあるようだが、現在お持ちでない方には電話で対応をすることになる。今後、活用しやすい内容を目指すとともに、システム導入直後は、職員によるサポートを行うなどで広く定着させていきたいと答弁がありました。

次に、教育部所管について、修学旅行の中止に伴うキャンセル料等補助金について、委員から、補助金の内訳と修学旅行の実施状況はと質疑があり、執行部から、補助金額は、12月2日時点で未実施だった小学校3校と全中学校のうち6割がキャンセルすることを想定し、積算した。現在の実施状況としては、小学校は全校で実施し終えているが、中学校は、全校が3月上旬に延期していると答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第79号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）から議案第81号、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、慎重に審査をしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、AIカメラ型非接触式体温計の設置について、委員から、非接触式を導入する理由はと質疑があり、執行部から、現在、来場者には手動式体温計で体温測定をお願いしているが、新型コロナウイルス感染を防止するため、今回、非接触式を導入するものであると答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第83号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）から、議案第87号、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）については、慎重に審査をしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第88号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、年間授業料半額免除について、委員から、新型コロナウイルス感染症の

収束時期が見えないが、来年度以降についても、授業料の免除を考えているかと質疑があり、執行部からは、学生も職員もオンラインでの学習環境に慣れてきており、来年度のカリキュラムは、ある程度をオンライン授業として対応できると想定している。しかし、このまま感染が続いた状態であれば、支援の必要性も含め、執行部と相談しながら適切に判断したいと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

これから、予算決算常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第78号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第79号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第80号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第８１号、令和２年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８１号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第８１号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第８２号、令和２年度上天草市斎場特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８２号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第８２号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第８３号、令和２年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８３号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第８３号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第８４号、令和２年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８４号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第８４号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第８５号、令和２年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８５号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第８５号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第８６号、令和２年度上天草市水道事業会計補正予算（第４号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８６号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第８６号は、委員長報告の

とおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第 87 号、令和 2 年度上天草市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 87 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第 88 号、令和 2 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 88 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 諮問第 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第 5、諮問第 8 号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案書その 2 の 1 ページをお願いいたします。

諮問第 8 号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮問させていただきます。今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

諮問を求める者の氏名は、新任の田崎ゆかり氏です。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要がございます。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 上天草市の人権擁護委員は10名だったと記憶をしておりますけれども、今回、任期満了ということで松島町から3名の名前が挙がっております。挙がりました。10名の中で、これまで、大矢野が4名、松島、姫戸、龍ヶ岳それぞれ2名ずつだったと思うんですけども、今回の議会を経た場合に、今後の人権委員の各町の人数ですね。どうなるのか伺いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 今、議員から御発信ありましたとおり、大矢野町から4名、あと、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町、それぞれ2名ずつというような状況変わっておりません。このままこの継続でいきたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 私の記憶、私の中では、松島町からは既にもう2名、当該この方で3名になるんじゃないかと思うんですけど、どうなりますかね。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 現在2名の方が松島町で人権擁護委員として委嘱されておりますけれども、その1名の方が、来年3月で任期ということになりますので、その方の後任ということになります。

○8番（小西 涼司君） わかりました。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、諮問第8号を採決いたします。諮問第8号は、異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第8号は、異議がない旨答申することに決定しました。

日程第 6 議員派遣の件について

○議長（園田 一博君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、会議規則第167条の規定により、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、本職に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、変更する場合には、本職に一任することに決定いたしました。

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（園田 一博君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

御手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これをもちまして、令和2年第5回上天草市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時55分